

**[図書館自己点検・評価について] | 意見 図書館
の組織と運営 : 一利用者としての提案**

著者	大和 正史
雑誌名	関西大学図書館フォーラム = Kansai University Library forum
巻	2
ページ	47-50
発行年	1996-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10112/00022182

I 意見

図書館の組織と運営——利用者としての提案

大和正史

はじめに

研究論文を執筆するときは、図書館所蔵の洋雑誌をかなり頻繁に利用している。しかし、かつては欠号を生じていることがままあり、旧逐次刊行物課に照会することも多かった。また、1、2年前に希望図書リストを提出していたにもかかわらず、未だ書架に並んでいないという場合には、旧収集整理課に問い合わせ、整理室に置かれた目的の文献を一時貸し出してもらったりした。学習用図書として開架閲覧室にどんな本が所蔵されているかと覗いてみると、基本的な文献が欠けていたり、旧法についての文献しかないことも多い（私の専攻する商法は、特に改正が多い）。

こうした問題点の改善あるいはその他の要望事項について、図書館のどの部署にもっていったらいいのかよくわからないという話をかつてある図書館員の方とした際、「先生、担当課を探すより、特定の図書館員を決めてその人に話をもっていくほうが、ずっと処理が早いですよ」という「貴重なアドバイス」(?)をいただいたことがある。また、別の図書館員の方と図書館の現状についてお話をする機会があり、利用者の立場からみて図書館の部署間のやりとりがうまくいっていない気がするといった感想を述べた際、その方が、「総合図書館の事務室はワンフロアになっていますが、各課間にはみえない壁があるんです」と述懐されたのが非常に印象的であった。

いずれもかなり以前の話であり、この間に大幅な機構改革もなされているから、図書館内部の状況はずいぶん変わったことだろう。しかし、私自身の利用者としての立場からの感想は、以前とさほど変わっていないというのも事実である。

われわれ教員が図書館を利用する場合、教師としての立場と研究者としての立場の両面をもっているといえよう。また、後者については、図書館で自ら文献資料の検索・複写をする場合と、法学研究所などの研究員として、アルバイト学生を介する形で図書館を利用する場合とがある。後者の研究者の立場

からの意見あるいは不満といったものもかなりある。しかし、これは自分の専攻との関係で特殊かつ個人的な事情もあるから、本稿では差し控えることにして、以下では、主として教師という立場の利用者として、日頃から抱いている感想と若干の提案を試みることにしたい。ただし、本稿のために特に体系的な調査・検討を加えたわけではないので、単なる雑感の域をでないことをあらかじめお断りしておきたい。

利用指導・利用案内

法学部では、1年次生向けの基礎演習として、「一般演習」を開講している。その授業内容は、担当者によって区々としており、授業の題材として、法律学・政治学の古典的名著を取り上げて学問の世界を垣間みる場合もあれば、入門的書物をテキストにして基礎知識の修得を目的とするものもあり、また時事的な問題を取り上げていわゆるリーガルマインドの育成をめざす授業もある。さらに、私のように実定法を専攻する者の場合は、法の体系や法解釈といった法律学の基礎を修得することを学習目的として掲げ、判例を教材とすることも多い。判例を学ぶには、その原文にあたる必要があり、それが掲載されている判例集や判例時報、判例タイムズといった判例掲載誌を参照するため、学生は図書館を利用することになる。

また、専門演習では、学習内容がより高度になり、特にゼミ報告を担当することになった学生は、判例のほか、研究論文や判例評釈等にもあたる必要があるため、それらの掲載されたジュリスト、法学セミナーといった雑誌や単行本を参照するため、図書館の利用頻度はさらに増大する。

私は、一般演習の場合は授業開始後1、2カ月経ってから、専門演習の場合は開始早々、図書館に利用ガイダンスをお願いしている。一般演習の場合には、図書館3階のグループ閲覧室に公式判例集や判例掲載誌の現物を用意していただいて、具体的な判例を題材に、それをどのように検索し閲覧請求する

かについて、実際の閲覧・貸出請求票への記入方法を含めて、図書館員の方に説明していただいている(最近では、判例データベースのCD-ROMの検索方法といった、情報機器の操作方法も加えてもらっている)。また、専門演習の場合は、専門誌等も加えた、より高度なガイダンスをお願いすることになる。

必ずしも法律学を専門に学んだ経験のない図書館員の方に、私の授業に参加する形でガイダンスをお願いするのは誠に心苦しい気もするが、非常に積極的なご協力をいただいている。しかし、ガイダンスを毎年お願いして歯がゆい思いをするのは、こうした経験の積み重ねが蓄積されていかないことである。たまたまガイダンスをお願いするレファレンスカウンターの担当者が2年続きで同じ方であれば幸いだが、人事異動その他で担当者が替わるため、結局は同じような内容の事前打ち合わせを毎年繰り返さなければならない。

文学部や工学部については、各学科・専攻が細分化されており、また所属教員数と学生数の割合からみて、一教員が卒業論文等の指導対象とすべき学生数はさほど多くはないであろう。しかし、その他の学部については、それぞれの専門分野に精通したライブラリアンをレファレンスカウンターに配置してほしいものだと、常々感じている。

図書資料の収集・選択

図書の収集・選択については、関西大学図書館自身が取りまとめた「図書館自己点検・評価について(報告)平成7年度」(図書館フォーラム創刊号42頁。以下「点検・評価」フォーラム〇頁として引用)によると、図書の収集・選択については、「収書方針および利用者(主として学生・教員)のニーズの充足が指針となる」としたうえで、例えば学習用図書に関しては、「講義要項に掲載されている教科書・参考書のみでなく、各科目の基本的な教科書等は、図書館が積極的に情報収集に努める必要がある。その意味では、優秀なライブラリアンの養成が不可欠である」とされている。それでは、ここで想定されているような優秀なライブラリアンを、どのように養成しようとしているのであろうか。

現在の図書館の事務運営組織は、図書情報管理課、閲覧サービス課、レファレンスサービス課および学術資料課に分かれている。図書の収集・選択は、原則的には学術資料課においてなされるのであろう。

しかし、学生や教員のニーズを汲み上げるには、窓口で直接に利用指導する者が一番ふさわしい立場にあるのではなかろうか。しかも、大学図書館に所蔵する学習用図書であれば、その大学の教育内容に即した蔵書であってしかるべきであろう。

一般には、組織を縦割りにすると、縄張り意識等によって組織が硬直化するおそれのあることが指摘される。確かに、多種多様な問題・要望を抱えた市民の訪れる市役所の窓口が細分化された縦割り組織になっていれば、これは不便きわまりない。しかし、図書館は目的のはっきりした利用者が訪れるのである。そうした利用者の要望には、ある程度専門化したライブラリアンでなければ適切に対応できないであろう。そして、利用者と直接対応するライブラリアンこそが、もっとも適当な所蔵図書を紹介できると同時に、必要図書の欠如をもまた知ることができるというべきである。したがって、少なくとも学習用図書に関しては、レファレンスサービスと図書の選択の双方が同じ担当者によって行われるほうが、効率的でかつ適切な業務遂行につながると思われるのである。

情報化と図書館

現在の総合図書館は、かつて本館と専門図書館とに分かれていたものを、1987年に両者を合体して、大学図書館としてはわが国最大規模の図書館として建設されたものである。当時、図書資料の集中と分置をめぐっては大きく意見が分かれ、法学部の教員の多くは総合図書館への図書資料の集中に反対した。その主要な理由は、研究用図書は利用者の近くに配置すべきであり、地理的に図書館が遠くなれば適時かつ頻繁な利用の障害となることにあった。現に、私自身の図書館利用を振り返ってみると、かつてと比べて格段に利用頻度が減少した。

もっとも、総合図書館への図書資料の集中化に対して、現在はかつてほどの不満は聞かれぬ。研究費や私費で必要図書を賄うようになったこともあろう。しかし、より大きな要因としては、研究資料となる媒体が多様化し、この間にオンライン検索やCD-ROM等の電子メディアが飛躍的に普及したことが考えられる。

ところで、ネットワークでつながっていれば、媒体はどこにあってもよく、すべての媒体が図書館に集中しても特に不都合はない。つまり集中か分置かといった問題は、もはや主要な論点とはなりえない

であろう。むしろ今後の課題は、機動的かつ迅速な情報提供がどのようにしたら可能になるかにある。

こうした情報化について、図書館は非常に熱心である。いくつかのオンライン・データベースの検索が可能となっているし、CD-ROMサーバーシステムも一昨年から運用を開始している。ところで、素朴な疑問であるが、図書以外の情報の媒体を図書館において調達・管理することは、いつどこで決定されたのであろうか。確かに、「図書館における図書館資料としてのニューメディア取扱・暫定要領」が1989年に定められている。しかし、これはニューメディアの取扱を恒久的に図書館の所管と定めたものなのであろうか。

繰り返しになるが、情報の媒体はどこに所在してもかまわない。むしろ問題とすべきは、その導入ないし運用の決定を誰が行うかである。決定についての集権化は、果たして望ましいことなのであろうか。利用者のニーズに即応した意思決定という面からみれば、決定権限の集中化は、決して好ましいものとは思われない。この点を考えるには、現在の図書館の管理運営がどのようになされているかを再検討する必要がある。

図書委員会の機能と実態

昨年4月から法学部選出の図書委員を委嘱され、同時に図書館自己点検・評価委員にも指名された。法学部の慣行では、1年任期の図書委員を2期務めることになっている。しかし、学部の役職との関係で、半年で辞任することになり、その間、図書委員会には2回ほど、また自己点検・評価委員会のほうは1回だけの出席に終わり、その職務をほとんど果たすことのない幻の図書委員という結果に相成った。

その私が図書委員会について云々するのは、無責任きわまりないことかもしれない。しかし、常日頃から疑問に思っていたことであるが、図書委員会は、不思議な委員会である。2度ばかりの出席でその思いをさらに強くした。

図書委員会は、図書館長の諮問委員会でありながら、図書館長が招集し、議長を司る。委員会の会議では、大綱ないし方針の類だけでなく、個別具体的な執行事項も付議される。つまり、図書館長はその「諮問権」に基き、具体的執行事項の可否について図書委員会に付議しているのである。図書館長が図書委員会の決定に反する執行を行うことができるのか、また、その場合の効果はどうなるのかにつ

いては、図書委員会規程からは明かではない。もっとも、少なくとも慣行としては、図書館長は図書委員会の「答申」に従って執行しているものと思われる。しかし、こうした実態はもはや諮問委員会とはいえ、むしろ運営委員会になっているというべきであろう。

運営委員会であれば、通常は個々の委員にも何らかの「提案権」があろう。確かに、現在の図書委員会は堅苦しい雰囲気のものではなく、具体的な執行事項について気軽に提案をできそうに感じられる。しかし、法律学を専攻する者の悲しい性というべきか、「図書館の運営に関して、図書館長の諮問に応じ、その職務を助けるために」設置された図書委員会（図書委員会規程第1条）の性格上、要望ないし希望を述べることはできても、付議されていない事項について「提案権」を行使することははばかれる。

この図書委員会について、「点検・評価」においては、「……図書委員会規程は、図書委員会が図書館長の諮問機関的位置づけをしているが、①図書館長が招集し議長となり（同規程第4条）、しかも、②付議事項を直接委員会の会議に諮っていて、いわゆる『諮問-答申』の形態をとっていない点に、若干の疑義が呈されている」（フォーラム47頁）との指摘がなされている。しかし、この指摘は、具体的には何を意図してなされたものなのであろうか。規程と実態との間に形式的な齟齬があることを指摘しているだけでも受け取れる。

諮問委員会が運営委員会化することの問題の本質は、執行体制ないし責任体制の不明確化にあるというべきであろう。図書委員会が諮問委員会にすぎないとすれば、図書館運営に関する執行権限と責任は図書館長に専属する。一方、図書委員会が運営委員会であるとすれば、執行権限と責任は委員会全体に帰属し、図書館長の権限は運営委員会に由来することになる。しかし、諮問委員会に過ぎない図書委員会が運営委員会化すれば、執行権限と責任の所在が不明確になるおそれがある。図書館長は図書委員会の決定に基づいて執行したことにより、その責任が希薄化される。図書委員会は、諮問委員会として「答申」（その実は「決定」であるが）を行っているに過ぎないから、執行責任の主体とはなりえない。数億円の予算が、責任の所在がはっきりしないまま執行されかねないのである。

図書委員会の運営委員会化が、委員会運営のあり

方の問題なのか、それとも図書館業務の拡大に諮問委員会形式では対応しきれなくなっているのかは、定かではない。いずれにしろ、この点こそが図書館の組織・運営をめぐる点検・評価の対象とすべき事柄であろう。

結びに代えて

1987年から2年間、本学の在外研究員として、当時の西ドイツのミュンスター大学で研究に従事した。図書資料については、インスティテュートの図書室を利用することのほうが多かったが、時には法学部の図書館を利用することもあった。法学部の図書館で最初戸惑ったのは、書庫内図書の貸出業務が30分おきに申込受付と貸出に区分されていることであった(例えば、18:00~18:30申込受付、18:30~19:00貸出、19:00~19:30申込受付……というように)。この時間区分を知らない者にとっては不便このうえないが、慣れるときほどの違和感はなくなった。24時間営業のコンビニエンスストアで、レジを30分おきに閉めてはコンビニの意味がないが、図書館の場合は、開館されているだけで十分に利用価値があるのであって、貸出業務が開館中常時行われなければならないわけではなかろう。利用者が閑散としているときにこうした形態をとれば、貸出業務に必要な人員は、半分とまではいえないにしても、かなりの省力化が可能になると思われる。

われわれ教員がかつて図書館の開館時間の延長を要望した際、人員不足が拒絶の理由であった。しかし、われわれが要望したのは、あくまで開館時間の延長であって、貸出業務時間の延長ではない。上のような形態を採用することの是非は別としても、現在の図書館組織はそうした問題を迅速に検討できるような体制になっているのであろうか。

ニューメディアに対応するためには、多額の投資を要する。一定の方向で歩みを始めれば、後戻りや方向転換は容易ではない。図書館が情報化を踏まえ

て今後とも拡大路線を歩むべきかどうかについては、本学全体の議論を経てコンセンサスを得る必要があるのではなかろうか。少なくとも、機動性という意味では、分権的な意思決定のほうがすぐれていることを考慮すべきである。そして、議論の後、ニューメディアを図書館が本格的に導入・運用することになった場合には、図書館長一諮問委員会形式の図書委員会は、今以上に不適切な運営形態となろう。図書館がもっぱら図書資料の調達・管理を任務としていた時代ならいざ知らず、多様な情報媒体を取り扱うようになれば、その調達・管理に関する決定・執行権限は、ひとり図書館長に集中させるにはあまりに過大だからである。

かつては到着が遅く、また次号が生ずることの多かった洋雑誌も、欧米の取次店を通じて直接購入する方式に切り替えられたため、利便性はずいぶん改善された。また、他大学と比べて非常に立ち後れていた情報化も、ここ2、3年で急速に進展した。さらに、先に引用した図書館自身の「点検・評価」によって、われわれ利用者にとって見えにくかった部分がかかなり明らかにされるようになった。図書館の管理運営の透明化という点では大きな前進であったと思われる。そして、何よりも、この「点検・評価」からは、利用者の視点に立った点検・評価という基本姿勢を看取することができ、図書館が変わりつつあることを実感させるものがある。

しかし、そうした改善の努力を裏り多いものにするためには、やはり図書館そのもののあり方を改めて問い直す必要があるだろう。図書館の行方が定まらないままに個々の業務のあり方を点検しても、いつかは行き詰まると思われるからである。図書館が所管すべき業務範囲とその管理運営組織について、できるだけ早い時期に自己点検・評価のなされることを期待したい。

〈やまと まさし 法学部教授〉